

【参考資料 1 : 答申の対応について】

答申原文	大綱の対応	改革 A P 等の対応	所管課
<p>【総論】</p> <p>私たちは、今回諮問された薩摩川内市市政改革大綱（第 2 次）の素案に対し、薩摩川内市に居住し生活する市民の目線から精力的に討議を重ね、本市がより豊かに発展するとともに、市民一人ひとりが笑顔で暮らせるまちであり続けられるように積極的に取り組む市政改革へのあるべき道筋について、一定の結論に至った。</p> <p>薩摩川内市市政改革大綱（第 2 次）の素案を検討し、「第 1 次市政改革大綱の取り組みの実績を検証し、未だ完結されていない課題があるものの一定の成果を上げてきていること、そして継続あるいは新たに取り組むべき課題等については、第 2 次の市政改革大綱に反映されている」ことが確認できた。</p> <p>ここで第 2 次の市政改革大綱策定にあたっては、さらに以下のことをつけ加えるよう要望する。</p> <p>① 昨秋の金融危機に端を発した未曾有の景気悪化による市民および行政への影響に対応するための課題と今秋の政権交代による地方自治（行政）への影響に対応するための課題を洗い出すこと。¹</p> <p>② これらの課題を将来像（都市像）に照らし合わせて優先順位を決め、実行計画を立案し取り組むこと。</p> <p>行政の使命は、「民を安らかにすること」である。すなわち「市民が安心して暮らせる、市民が行政に対して信頼を持つことができるようにする市政こそが時代を超えても最も必要なこと」を常に心がける行政であってほしいと考える。²</p> <p>本大綱が示す理念「誰もが住みたくなり、また住み続けたいと願う魅力あるまち³」を市民、地域、市行政が一体となって創造していくことを期待する。</p> <p>なお、各論については、素案の項目ごとに委員会としての意見をまとめたものである。また、特記事項については、委員会として特に意見を付すことが適当であると判断したものを記載したものであり、今後の市の取組に反映していただきたい。</p>	<p>1 : 第 1 章 1 (2) 1 1 ~ 1 2 行目 2 : 第 1 章 2 1 ~ 2 行目 3 : 第 1 章 2 1 6 ~ 1 7 行目</p>	<p></p>	<p>行政改革推進課</p>
<p>【各論】</p> <p>(1) 第 1 章「市政改革大綱の策定にあたって」について</p> <p>「財源がないから、行政改革をしなければならない」というのではなく、5 年後、1 0 年後を見据えた本市の「魅力あるまちづくり（夢のある構想）」を目指した将来像を広く市民に示す。</p>	<p>第 1 章 2 2 行目、1 4 ~ 1 5 行目</p>	<p></p>	<p>行政改革推進課</p>

【参考資料 1 : 答申の対応について】

答申原文	大綱の対応	改革 A P 等の対応	所管課
<p>【各論】 (2) 第 2 章 1 「都市経営への挑戦」について ① <u>本庁と支所間連携を含む縦割りの組織運営にとらわれず、横断的な連携もとりながら、スピーディに業務を遂行する組織体制の構築を目指す。</u></p>	第 2 章 1 (2) 7～8 行目	1. (1). ② 部局機能の充実 1. (2). ③ 長期的な組織のあり方の検討	行政改革推進課
<p>② <u>職員一人ひとりが、業務の選択と集中を念頭に置きながら、業務遂行に当たる。</u></p>	第 2 章 1 (2) 1～3 行目	1. (2). ① 職員の能力向上及び改革（挑戦）意識の触発	総務課
<p>③ <u>職場における O J T を活用し、職員の資質向上を図る。</u></p>	第 2 章 1 (2) 1～3 行目	1. (2). ① 職員の能力向上及び改革（挑戦）意識の触発	総務課
<p>④ <u>人材育成は、職員のみならず非常勤職員を含めた育成に取り組む。</u></p>	第 2 章 2 (2) 2～3 行目	1. (3). ⑥ 経費節減活動の実施	行政改革推進課、総務課
<p>⑤ <u>人事異動に関しては、人材育成の面にも配慮する。</u></p>	第 2 章 1 (2) 1～3 行目	1. (2). ① 職員の能力向上及び改革（挑戦）意識の触発	総務課
<p>⑥ <u>財政は、「入るを量りて出ざるを制する」のとおり歳出削減を図ることが当然のことであるが、歳入確保にも努める。</u></p>	第 2 章 1 (3) 1 行目	1. (3). ① 中長期財政運営指針に基づく財政運営	財政課
<p>⑦ <u>公共施設の管理に関しては、建設前の試算に対して建設後の利用者数や損益の実態がどうなっているかをきちんと検証し、差異があれば改善を図る。検証においては当初の建設目的をよく考慮し、効果的な運用に努める。</u></p>	第 2 章 1 (3) 4～6 行目	1. (3). ② 市有財産の効果的な運用と適正管理	行政改革推進課、財産活用推進課

【参考資料 1 : 答申の対応について】

答申原文	大綱の対応	改革 A P 等の対応	所管課
<p>【各論】 (3) 第 2 章 2 「サービス向上への挑戦」について ① 真の意味での「市民志向」となるよう市民の目線に立ったサービス¹が必要である。 その中でも、市役所の接遇態度は、「訪問者は全てお客様である」という意識を持って行う。²</p>	<p>1 : 第 1 章 1 (1) 注釈 2 : 第 2 章 2 (2) 2 ~ 3 行目</p>	<p>2. (2). ① 事務・接遇改善活動の実施</p>	<p>行政改革推進課</p>
<p>② 行政側の市民ニーズへの対応つまり「公助」は、市民側の「自助・共助」とバランスがとれていなければならない。つまり市のために、お互いのために何かをしようという「自助と共助」の精神が不可欠であるということを、市の構成員である市民に理解してもらえよう努める。</p>	<p>第 1 章 2 6 ~ 7 行目</p>	<p>3. (1). ① 地区コミュニティ協議会・自治会の運営支援の充実</p>	<p>コミュニティ課</p>
<p>③ I T を活用した業務改革を進めるに当たっては、職員の操作技術の向上を図るとともに、個人情報の漏洩対策に完璧を期する。</p>	<p>第 2 章 2 (2) 4 ~ 6 行目</p>	<p>2. (2). ① 事務・接遇改善活動の実施 2. (2). ③ 情報通信技術を活用した業務改善</p>	<p>行政改革推進課</p>
<p>④ 使用料・手数料等の改定については、受益者負担の視点からのみではなく、公共サービスとしての意義も考慮して行う。</p>	<p>第 2 章 2 (2) 11 ~ 13 行目</p>	<p>2. (2). ⑥ 使用料・手数料等の見直し</p>	<p>財政課</p>
<p>⑤ 市民から意見を求める際には、市民からの意見が出やすくなるように、また自治会未加入者を含めた全市民から多くの意見をくみ取ることができるような仕組みづくりに心がける。</p>	<p>第 2 章 2 (3) 4 ~ 5 行目</p>	<p>2. (3). ① 広聴機能の活用と充実</p>	<p>広報室</p>
<p>⑥ 若い人に市や市役所のことをもっと身近に感じてもらうと同時に、「薩摩川内市はいいまちだ」と思ってもらえるようにする。そのために、市の情報を若い人へ周知するための広報活動の工夫や、意見を聞く機会を設けること、また情報発信ツールとしてのメール機能の活用などの検討を進める。</p>	<p>第 2 章 2 (3) 9 ~ 10 行目</p>	<p>2. (3). ① 広聴機能の活用と充実 2. (3). ② 広報機能の活用と充実</p>	<p>広報室</p>
<p>⑦ 広報紙配布の手段（広報紙の設置場所、配布数、その検証）を検討する。</p>	<p>第 2 章 2 (3) 7 ~ 8 行目</p>	<p>2. (3). ④ 広報紙の全戸配布対策の検討</p>	<p>広報室</p>

【参考資料1：答申の対応について】

答申原文	大綱の対応	改革AP等の対応	所管課
<p>【各論】 (4) 第2章3「協働への挑戦」について ① 協働は、自治会や地区コミュニティ協議会の業務量を考慮し、負担がかかりすぎることにならないようにする。また、自治会等へ負託する活動内容については、市民が本当にのぞむものはどのようなものがあるのか整理する必要がある。</p>	<p>大綱第2章3(1)9～11行目</p>	<p>3.(1)① 地区コミュニティ協議会・自治会の運営支援の充実</p>	<p>コミュニティ課</p>
<p>② 地区コミュニティ協議会について、そのしくみや役割を今一度市民に周知する必要がある。 また、地区コミュニティ協議会の編成（統廃合）についても、必要に応じて検討する。</p>	<p>個別事業対応</p>	<p>別紙参照</p>	<p>コミュニティ課</p>
<p>③ 提案公募型補助金については、補助金対象者に対して、同補助金の趣旨が自立のための補助であることを周知し、理解してもらう。 併せて、補助金対象事業が、初年度に限らず、2年後、3年後、そして補助金が終了する4年後についてどのように事業収支を計画しているかを審査する。</p>	<p>個別事業対応</p>	<p>別紙参照</p>	<p>財政課</p>
<p>④ 公の施設に指定管理者制度を導入する際には、「薩摩川内市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に基づき適正な業者選定に努める。¹ また、定期的なモニタリングと評価を行い、労働環境を含めた適切な管理運営を指導する。²</p>	<p>1：第2章3(2)4～5行目 2：第2章2(2)7～8行目</p>	<p>2.(2)④ 指定管理者へのモニタリング・評価の実施</p>	<p>財活課</p>
<p>⑤ 地域力・都市力の創出については、「地域力創造プログラム」に基づき様々な取組を事業の優先順位を設定するなどして、適切に事業を推進する。¹ また、地域活性化を図るために産官学の連携による企画などを立案し推進する。²</p>	<p>1：第2章3(3)4～5行目 2：第2章3(3)4～5行目 第2章3(3)12～14行目</p>	<p>3.(3)① 「薩摩川内版地域力創造プログラム」の実施</p>	<p>企画政策課</p>
<p>⑥ イベント等については、地元住民だけではなく、学生を巻き込むことにより、にぎわいの創出に繋げる。</p>	<p>第2章3(3)12～14行目</p>	<p>3.(3)⑤ シティセールス事業の推進</p>	<p>観光課</p>
<p>⑦ ゴールド集落の定義づけを明確にする。また、それぞれの集落の実情に則したきめ細かな支援を行う。</p>	<p>第2章3(3)8行目</p>	<p>3.(3)① 「薩摩川内版地域力創造プログラム」の実施</p>	<p>企画施策課、 コミュニティ課</p>
<p>⑧ 新幹線の全線開通を控え、観光客を呼び込むために、観光ルートの整備など、施設の有効活用策やイベント等の企画を立案し、市内外へのPRを積極的に行う。</p>	<p>第2章3(3)13～14行目</p>	<p>3.(3)⑤ シティセールス事業の推進</p>	<p>企画政策課、 観光課</p>

【参考資料1：答申の対応について】

答申原文	大綱の対応	改革AP等の対応	所管課
<p>【各論】</p> <p>(5) 第3章「改革の進め方」について</p> <p><u>本大綱の推進期間中においても、社会情勢の変化、財政事情、市民ニーズ、改革目標の進捗状況を踏まえ、必要に応じて的確に見直しを行い改定することを、大綱に盛り込む。</u></p>	<p>第3章2 2～3行目</p>		<p>行政改革推進課</p>
<p>【特記事項】</p> <p>(1) 薩摩川内市総合計画について</p> <p>薩摩川内市のめざす都市像については、「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」と明示されているが、今ひとつ明瞭ではない。</p> <p>「第1次薩摩川内市総合計画」の中には、基本構想は「まちづくりの全領域にわたる中長期的な目標であり、本市としてのあるべき姿、目指すべき方向を示します」とうたっている。薩摩川内市が目指す都市像（ビジョン）をもっと市民が分かるように具体的に示すことを要望する。</p>	<p>個別事業対応</p>	<p>別紙参照</p>	<p>企画政策課</p>
<p>【特記事項】</p> <p>(2) 定員適正化について</p> <p>定員適正化に関する方針を策定するに当たっては、何を基準に設定するかということが重要であることから、「定員適正化の基準」（例：歳出に占める人件費比率）を明らかにする。</p> <p>また、市の自主財源の面からも考慮する。</p> <p>なお、上記の条件の中において、以下の事項にも留意されたい。</p> <p>ア 単に採用枠を減らしていただくだけではなく、退職者数や権限移譲等による業務量の増加に応じては採用を増やすことがあってもよい。</p> <p>イ 甕島という本市の地理的事情や部課のポジション及び業務内容を加味した定員適正化を考慮する。</p> <p>ウ 人件費の削減を目指しながら、ワークシェアリングという発想の導入についても検討する。</p> <p>エ 市職員が地域の担い手であるという側面を持っていることを考慮した、定員管理に取り組むよう心掛ける。</p>	<p>第2章1(2)4～6行目</p>	<p>1.(2)② 定員適正化方針の策定と実施</p>	<p>行政改革推進課</p>
<p>【特記事項】</p> <p>(3) 自治会未加入対策について</p> <p>自治会未加入者に対しては、自治会の役割や活動内容、必要性、自治会へ加入するメリットについて周知しながら、文書送付等により継続して加入を促す。併せて、未加入者の意見を把握し、加入への道筋を探る。</p>	<p>第2章3(1)</p>	<p>3.(1)③ 自治会未加入対策の検討</p>	<p>コミュニティ課</p>
<p>【特記事項】</p> <p>(4) 教育について</p> <p><u>郷土を愛し、日本を愛する人材を幅広く育成し、世界に羽ばたく優秀な人材を輩出するような風土の醸成や教育環境の整備などを引き続き検討する。</u></p>	<p>第2章3(3)8～9行目</p>	<p>3.(3)④ 教育の振興</p>	<p>教育総務課</p>

【参考資料 1 : 答申の対応について】

答申原文	大綱の対応	改革 A P 等の対応	所管課
<p>【特記事項】 (5) 環境について 地球温暖化対策に向けた取組を、他団体に先駆けて本市が推進することを検討する。</p>	個別事業対応	別紙参照	環境課
<p>【特記事項】 (6) 素案の文章について ① <u>市民に広く周知し、また理解と協力を求めるため、行政用語を極力控えた、市民に分かりやすい文言に心掛ける。¹</u> ② <u>文章については、主語述語を明確にし、長い文章ではなく、読みやすい文章にする。²</u> ③ <u>「見直し」という表現は、「どのように見直す(～を～する)」という具体的な表現にする。³</u> ④ <u>注釈は、巻末ではなく、各章ごとに表記する。⁴</u></p>	1 : 第 2 章 1 (3) 4 行目等 2 : 第 2 章 1 (3) 4 行目等 3 : 第 1 章 1 (1) 表 1 等 4 : 大綱各ページ最後	/	行政改革推進課
<p>【特記事項】 (7) 改革アクションプランにおいて取り組む項目 ① 全職員が、SMART 作戦を継続的に取り組む。</p>	第 2 章 2 (2) 1 ~ 6 行目	1. (3) ⑥ 経費節減活動の実施 2. (2) ① 事務・接遇改善活動の実施	行政改革推進課
<p>② 定住支援策について、市外への PR を徹底するとともに、既存の分譲住宅の状況を分析することにより定住促進に繋げる。</p>	個別事業対応	別紙参照	企画政策課
<p>③ 市内の文化財について、市民に広く周知するとともに、その有効活用についても検討する。また、文化財マップについても、PR の手段として活用する。</p>	個別事業対応	別紙参照	文化課
<p>④ 甌島において、教職員住宅の空き住宅を有効活用する。</p>	個別事業対応	別紙参照	教育総務課
<p>⑤ 甌島の医療体制については、住民の生活に直結する関心事であり、医療体制の構築に向けて取り組む。</p>	個別事業対応	別紙参照	地域医療対策課